

会議録

会議の名称	平成 21 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 21 年 7 月 22 日（水曜日）19 時 00 分から 20 時 26 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 2 委員会室
出席者	<p>（出席委員）</p> <p>横山委員、前川委員、村田（磐）委員、平山委員、村田(秀)委員、玉置委員、石田委員、新倉委員、植松委員、吉岡委員、清水委員、土方委員、松川委員、澤田委員</p> <p>（欠席委員）</p> <p>廣川委員</p> <p>（事務局）</p> <p>市長 坂口、市民部長 神作、健康年金課長 冥賀、国保給付係長 石橋、国保加入係長 昆野、国保加入係副主幹 新井、国保給付係主査 貫井</p>
議題	<p>1 会長の選挙</p> <p>2 【諮問事項】出産育児一時金の見直し</p> <p>3 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料 1 平成 21 年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿</p> <p>資料 2 西東京市国保加入者等の状況</p> <p>資料 3 西東京市国民健康保険条例</p> <p>資料 4 西東京市国民健康保険運営協議会規則</p> <p>資料 5 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について</p> <p>資料 6 西東京市組織図</p> <p>資料 7 運営協議会事務局名簿</p>
記録方法	前文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><b>発言者名</b></p> <p><b>発言内容</b></p> <p>事務局</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>1. 委嘱状の交付</p> <p>事務局</p> <p>市長から委員の皆様へ委嘱状の交付をし、続いて平成 21 年度第 1 回の運営協議会を開</p>	

催します。

〔市長、委嘱状を手交〕

市長 挨拶

事務局 職員紹介

（事務局自己紹介）

事務局

以上、今後、事務局を務めさせていただきます。

本日は初めての会ということで、会長が決まっていない状況です。会長を選出するまでの間、会議の進行を市長にお願いしたいが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

事務局

御異議ないようですので、会長選出までの間、市長に進行をお願いします。

## 2. 開会

市長

進行役を務めさせていただきます。

ただいまより第1回国民健康保険運営協議会を開会します。

まず初めに、本日の会議は定足数に達していることを御報告します。

また、廣川委員は、事前に欠席の御連絡がありましたので御了承いただきたいと思えます。また、吉岡委員は出席とのことですが、まだお見えになっていないようでございますが、追ってお見えになるのではないかと思いますので、進めさせていただきます。

それでは、本日の会議を開く前に、傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴希望者の確認（希望者なし）

## 3. 議題

### （1）会長の選挙

市長

本日の議題1は「会長の選挙」です。国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行については、公益代表委員5名の中から委員全員の選挙により選出することと定められておりますが、本日、初めてお会いになる方もいらっしゃるかと思いますので、慣例により、公益代表委員の皆様で会長及び会長代行の候補者を決めていただき、委員の皆様方全員の承認をいただくこととしたいが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

市長

それでは、公益代表委員の皆様は、別室にて会長及び会長代行の候補について御協議をお願いしたい。協議いただいている間は暫時休憩とします。

午後 7 時 14 分 休憩

午後 7 時 18 分 再開

市長

それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

どなたか、御報告をお願いいたします。

澤田委員

御報告させていただきます。

会長には西東京市社会福祉協議会の清水さん、会長代行は東村山法人会の松川様に快諾をいただきましたので、御報告申し上げます。

市長

ただいま、会長候補に社会福祉協議会選出の清水委員、それから会長代行候補に東村山法人会の松川委員との報告がございましたが、御報告のとおり承認することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

市長

ありがとうございます。(拍手)

それでは、委員の皆様の御承認をいただき、会長、会長代行が決まりましたので、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、席をかわらせていただきます。

〔清水委員、松川委員、それぞれ会長、会長代行席に着く〕

清水会長

ただいま会長に選出されました清水でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

2年間の任期ですけれども、皆様と御協力しながら、先ほど市長さんも申し上げていたように、国民健康保険の適正なる運営に関するいろいろな事項が参りますので、その事項について市長の諮問を受けながら審議を行っていきたいと思います。

今年度は、恐らく国保料の値上げなども諮問に出てくるのだらうと思いますけれども、皆様のお知恵をおかりしながら運営をしていきたいと思います。そして、皆様が出しやすいような進行の仕方を心がけていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、会長代行、松川さん、お願いいたします。

松川会長代行

会長代行に指名されました松川です。よろしくお願いします。

あくまでも会長を補佐する役目ですので、この2年間、皆様よろしくお願いします。

・各委員紹介

清水会長

それでは、会議録の署名委員の指名をさせていただき前に自己紹介をしていただいた方がよろしいですね。

村田委員から自己紹介をお願いいたします。

村田（秀）委員

西東京市の農業委員会の会長職務代理をしております村田秀夫と申します。今回、農業委員会からの推薦でこの運営協議会委員ということに仰せつかりました。一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。（拍手）

平山委員

西東京商工会から推薦されまして、また今期やらせていただくことになりました平山です。よろしくお願いします。（拍手）

村田（磐）委員

公募で委員に選ばれました村田磐男と申します。よろしくお願いします。（拍手）

前川委員

公募で応募いたしました前川と申します。よろしくお願いします。国保の方の加入も、実は今年になって初めてという形なのでスタートしたばかりで、今までは厚生の方だったのですけれど、そういったこともあってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。（拍手）

横山委員

公募で応募しました横山と申します。最近いろいろな、新聞とかテレビ等で国保についての情報が多いのですが、いろいろ見てみますと、自治体が苦勞しているところが多いと思ひまして、そういうことがわかったので、この2年間いろいろ頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願いします。（拍手）

植松委員

西東京市歯科医師会から参りました植松と申します。よろしくお願いします。（拍手）

新倉委員

西東京市歯科医師会の新倉でございます。よろしくどうぞお願いします。（拍手）

石田委員

西東京市医師会の石田です。今期、西東京市で2期目になります。田無市で1期やりましたので3期やっています。よろしくお願いします。（拍手）

玉置委員

西東京市医師会の玉置です。よろしくお願いします。（拍手）

澤田委員

西東京市シルバー人材センター、この 4 月から副会長を仰せつかっております澤田と申します。よろしく申し上げます。(拍手)

土方委員

民生委員児童委員協議会から推薦をされました土方孝一郎と申します。よろしくどうぞお願いいたします。(拍手)

清水会長

西東京市社会福祉協議会から選出されております清水です。よろしくお願いいたします。

松川会長代行

東村山法人会の副会長ということで参加させていただいています。よろしく申し上げます。(拍手)

・会議録署名委員の指名

清水会長

会議録の署名委員の指名ですが、市民参加条例第 9 条などの条文を根拠に、発言者の発言内容ごとに要点を記録しておりますので、そのことについて確かにこういう議事録ですという署名をしていただく委員の方です。いつも名簿順にお願いしております。今回は横山委員さんと前川委員さんをお願いしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

では、よろしくお願いいたします。

(2) 諮問事項

出産育児一時金の見直し

清水会長

次に、議題の 2 になっております「諮問事項」について市長から諮問をいただくことになっております。

市長

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について、お願いしたいと思います。

西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項

出産育児一時金の見直し

でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔諮問文手交〕

清水会長

ただいま市長さんからいただきました諮問事項でございます。出産育児一時金の見直しということで、本日の運営協議会において皆様と御審議し、答申をいただきたいということですので、説明を、事務局、お願いします。

事務局

説明をさせていただきますが、御審議いただく間、市長は、別室で控えさせていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

市長

それでは、しばらく退席させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔市長退席〕

事務局 配布資料の確認

事務局

諮問させていただきました「出産育児一時金」について説明をさせていただきます。

出産育児一時金は、産科医療保障制度の創設に伴い、本年1月1日から35万円の給付額に、産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は3万円を加算して支給する取り扱いを行っています。

資料5をご覧ください。資料5「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等について」は、厚生労働省保険局長名で都道府県知事にあてた通知文です。この資料に沿って説明させていただきます。

中段の「第一 改正の趣旨及び内容並びに留意点」をご覧ください。読み上げさせていただきます。

本改正は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金等の支給額を、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げるものであること。

国民健康保険の保険者においても、当該改正の趣旨及び内容を踏まえ、適切に対応すること。

ということで、健康保険法においては改正が行われております。本年の10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として4万円の引き上げを実施するという施行令の改正が既に行われています。

第二 出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の創設

このたびの緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環とし

て、被保険者等が窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」を、本年10月1日からの支給額の引き上げとあわせて実施することとする。

実施に当たっては、別途通知する実施要綱に基づき、制度の運用に遺憾なきを期されたいこと。なお、厚生労働省においてリーフレットや、母子健康手帳に貼付することができる周知広報用シールの作成等を予定しているところであること。

この、第二に記述していますように、今回は出産した場合、緊急の少子化対策として取り組むということとして、出産費用をできるだけ被保険者が現金で支払わなくても済むようにすることを目的としています。

裏面を見ていただきますと、引き続きの文章になっていて、

また、今般の出産育児一時金制度の見直しと妊婦健診制度の公費負担の拡充は、一連の少子化対策として行われるものであるため、市町村の国民健康保険担当部局・母子保健担当部局で相互に連携した周知広報を行うこと。

という内容で、緊急の少子化対策に重点を置いているという点でございます。

### 第三 出産育児一時金等の今後の在り方についての検討

第一及び第二における緊急的な対応策は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置であるが、平成23年4月1日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、検討結果に基づき所要の措置を講ずることを予定しているものであること。

今回の健康保険法の改正の中で暫定的な措置ということで、本年の10月から平成23年の3月31日までという期間を設けていますが、第三に記述しているように、平成23年4月以降の取り扱いについても、引き続きの検討を行うという文書が出ています。この健康保険法施行令の改正により、国民健康保険におきましても4万円を引き上げる必要があるということで、今回、諮問させていただいております。

3枚目に付けさせていただいた図は、「出産育児一時金等医療機関等への直接支払制度の事務フロー概要」です。先ほどの文章の第二に出ていたように、この10月から、出産した場合、医療機関に出産費を全額お支払いするのではなく、42万円を限度として医療機関が各医療保険者に請求ができる制度を実施しようとしているところです。国保連合会でレセプトと同じような取り扱いで専用の請求書を設けて、国保連合会に請求を医療機関が行い、国保連合会が医療保険者ごとに取りまとめ、西東京市国保の方が出産した場合は、西東京市の国保に対して請求を行うという制度です。健康保険法の改正にあわせ、国民健康保険の取り扱いにおいても本年の1月1日からは給付額35万円に産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は3万円を加え、現在38万円ですが、この取り扱いを、4万円プラスし42万円を限度額としたいという改正を行いたいと考えています。

なお、財源につきましては、国が半額負担するということで通知が来ています。残りの半額につきましては、従来どおり3分の2は一般会計からの繰入金で賄い、残り3分の1を保険料で賄うということになります。

これらの予算措置としまして、この9月の定例市議会に補正予算として提出したいと思っています。現在、出産育児一時金につきましては年間で300件を想定して予算計上をしております。10月から実施という扱いですから、今年度については残り半年間ですので、約150件と考えています。したがって、4万円の引き上げですので、新たな負担としては600万円、うち2分の1の300万円については国の補助で賄い、残りの300万円については、一般会計からの繰入3分の2の200万円。保険料相当で賄う部分としては約100万円となります。

今後の出産の状況等、補正予算計上前には再度確認しまして、今年度のお産状況に合わせて150件にするかどうか、改めて8月に入りましたら、最終的に予算措置を考えたいと思っています。

また、新たに必要となる保険料相当の100万円については、平成20年度の繰越金として現在4億5,000万円ほど繰越金があります。うち超過交付金ということで、支払基金及び国・都から超過して交付金、補助金をいただいているものがありますので、そちらの返済も繰り越した金額の中から行わなければいけません。繰越金を財源として予算措置は可能であると事務局は判断しています。

改正内容及び予算措置については以上です。よろしくお願いたします。

清水会長

今、御説明をいただきました。現在の38万円が4万円プラスして42万円になる。これはもう国の通達ですね。

そのうちの600万円財源が必要だけれども、2分の1が国から、残りの2分の1のうちの3分の2が一般会計から、3分の1が国保からというような御説明でございました。

玉置委員

額も額ですし、これは特に異論はありません。

平山委員

国で言われていることでしたら、やるしかないのではないですか。前も3万円上げたばかりですね、たしかね。それで38万になって、また今回4万円ということですよ。それは暫定的に、でも、これが通ると、またその以降も続けてやっていく可能性があるということですよ。

事務局

国の方は、暫定措置としては平成23年3月31日となっています。

平山委員

それ以降もまた措置をとる可能性があるということですね。

事務局

制度自体を見直すのか、継続になるかわかりませんが、引き続き検討はしてい

くということです。

平山委員

20年度の繰越金から支出ができるのであれば、問題ないのではないかと思います。

前川委員

金額が100万ぐらいなので、あれなのですから、繰越金4億5,000万のうち超過云々ということで、返済金分はおおよそどれぐらいあるのですか。

事務局

2億円ほど返還が必要だと見ているところです。ですから、実質2億5,000万。

前川委員

それが手元に繰り越している、純粹に繰り越していると。

事務局

はい。国民健康保険の繰入金は、一般会計からの繰り入れが定められているものと定められていないものがあります。出産一時金は、3分の2を一般会計から繰り入れることができるというルールがありますが、その他一般会計繰入金のように赤字補てん的に保険料率をある程度抑制できるということで、赤字補てんの意味合いで一般会計から繰り入れているものがありまして、そちらの方の繰入を、予算的には18億円組んでいましたが、医療費が伸びなかったため、最終的には14億円ほどで平成20年度決算を迎えています。それらの関係で、ルール以外で繰り入れている部分があり、例年、繰越金が出た場合は、一般会計の方に逆に繰り出して返すような措置をこの9月補正で行っています。ですから、今回についても、約2億5,000万ほどを一般会計に返還するようになると思っています。

前川委員

そうすると、今のこの100万円を除いて2億5,000万程度を繰り出しますよと。

事務局

そうなります。

前川委員

関連でもう1つお聞きしたいのですが、国保の加入者状況表で20年度というのは世帯数がものすごく減っています。それから、世帯数も総数も、この11年度からのこの10年間を見ると、一番最低の数字になっているのですけれども、これは何か理由があるのですか。

事務局

平成20年度に医療制度の大きな改革があり、その中で、75歳以上の方を対象にした後期高齢者医療制度が創設されました。従来は老人保健法に基づく老人保健医療制度を御利用いただいていたのですが、保険の加入資格は国民健康保険でした。その方が、今度は後期高齢者医療制度の方に加入資格を移された。その関係で国民健康保険の世帯数及び加入者人数も大幅に減っているという状況です。

前川委員

アジャストすると増えているのですか。

事務局

ここ数年の動きからしますと、横ばいという状況です。

植松委員

西東京市の保険者としては、支払機関にこの事務を委託することになると思うが、その場合に、この事務フローの図を見ると、国保連合会のところの下のところ「医療機関等への直接支払を実施する保険者と支払委託契約を締結。(ランニングコストは保険者からの手数料収入)」とあり、手数料というのが別途かかるのではないかと思うのですが、これはレセプトの処理の手数料と同等ぐらいと考えてもいいのでしょうか。

事務局

国保連合会の方で、取り扱い件数、また、現在システム改修も行っており、それにかかる費用、携わる職員の人件費もあり、幾らに設定するかというのを算定しているところだと思います。まだ通知は来ていません。

委員おっしゃられるようにレセプト審査支払手数料と同じように、こちらについても国保連合会に取り扱いの手数料はお支払いするようになります。

横山委員

先ほどの世帯数に関連するのですが、人口でいうと、今直近で19万4,700人ぐらいだと思うのですがけれども、その辺の傾向はどうなのでしょう。今の保険料を維持するため、人口が減っていくと困るのですがけれども、この2~3年の傾向は、絶対数はどのような感じですか。

事務局

全体的には、19万4,000から5,000、今、西東京市は人口的に伸びています。ただ、資料2、平成11年度から平成20年度までの間を示した表です。この中で平成11年度は、世帯数が3万3,696、総数としては6万1,290。それが、年度を追うごとに徐々にふえてきていますが、平成17年度が4万1,063世帯、7万1,307人でした。平成18年度が、世帯数としては4万1,234ですが、総人数が7万680。その後も、平成19年度、4万1,358、総人数は7万59人と、世帯数としては微増ですが、総人数としては逆に微減という傾向が出ています。そういう形で、人数的には本当に横ばい状態と見ているところです。

村田(磐)委員

4万円というのは、横並びというか、今の金額というのは、東京都内と金額的には全く同じですか。それとも多少市町村によって変化があるのかどうか、その点、知りたいのですけど。

事務局

26市の状況でお答えしますが、出産育児一時金については、その市の取り扱いで給付額を定めており、今、26市の中で一番高額な市は小金井市になります。小金井市は43万円の支給をしています。続いて、稲城市が41万円、府中市が37万円、そのほかの市は

38 万円で、みんな同じ金額で横並びに並んでいる状況です。

村田（磐）委員

東京都内の練馬区とか、そういうのはわからないですか。

事務局

只今、データの都区部の分は持っていないものですから。

村田（磐）委員

なるべく区部と同じくらいの方がいいですよ。区部のデータがないというのはよくわからないのですけれど。

清水会長

大体近隣市ということで、多摩の全部をとということで。

村田（磐）委員

近隣だったら、練馬区とか隣ですよ。

市と区との違いがいっぱいあるというのが、どうも私などは腑に落ちないから、なるべく同じにした方が。そうしたら、みんな区の方にいってしまいますよね。少しそのようなことを思ったもので。

事務局

財政力の違いも当然比較しなければいけない部分もあるかと思えますけれど。

村田（磐）委員

財政力は、行政的なことで市民にどの程度還元するかという問題だから、その辺の差があるとすれば、今、大阪市とかいろいろ騒いでいますけど、それと同じように差があるのはおかしいのではないかなと私は思うのですけど。わかりました。

〔吉岡委員 入室〕

清水会長

いかがでしょうか。今、少し議事に入っていますけれども、吉岡先生、自己紹介を、来てすぐで申しわけありません。

吉岡委員

遅れてきました。薬剤師会を代表しました吉岡政雄と申します。これから 2 年間、またよろしく願いいたします。

清水会長

お願いいたします。

厚生労働省から通達ということで御審議いただいているのですけれども、もしこれ以上御意見がなければ、決めさせていただこうと思うのですけど、よろしいでしょうか。

それでは、挙手をお願いしたいと思います。4 万円プラスして 42 万円にするということで御賛成の方は挙手を願いたいと思います。

（賛成者挙手）

清水会長

全員一致ということですので、それでは、本日答申ができますね。

事務局

はい、お願いしたいと思います。事務局の方で案を用意させていただいていますので、今お配りを。(答申案を配布)

清水会長

では、読んでください。

事務局

諮問第 1 号に対する答申書(案)

平成 21 年 7 月 22 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮 問 事 項

出産育児一時金の見直し

答 申 事 項

出産育児一時金

(1) 支給額

被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産した場合の出産育児一時金について、支給額に 4 万円を加算して支給する。

(2) 施行時期

平成 21 年 10 月 1 日

以上でございます。

清水会長

という案が今お配りされましたけれども、いかがでしょうか。いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局

では、この文言で用意をさせていただきます。

清水会長

では、10 分休憩をさせていただこうと思います。

午後 8 時 01 分 休憩

午後 8 時 14 分 再開

〔市長入室〕

清水会長

市長さんが、お見えになりましたので、答申したいと思います。

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会

会 長 清 水 文 子

#### 諮問第 1 号に対する答申書

平成 21 年 7 月 22 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 諮 問 事 項

出産育児一時金の見直し

##### 答 申 事 項

出産育児一時金

##### (1) 支給額

被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生した場合の出産育児一時金について、支給額に 4 万円を加算して支給する。

##### (2) 施行期日

平成 21 年 10 月 1 日

以上答申いたします。よろしく願いいたします。

市長

どうもありがとうございました。

短い時間ではございましたけども、集中的に御審議をいただきまして、諮問に対しての答申を早速いただくことができまして、ありがとうございました。9 月に定例会があるわけでございますけれども、今日いただきました答申を尊重いたしまして議案を上程させていただきまして、今、会長の方からございました期日に施行ができるよう最善努力をしていきたいと思っております。

子育ての支援、少子高齢化にどう対応していくか、いろいろな議論があるところでございますけども、若い夫婦、特に女性が出産をして育児をするということは大変な努力の要ることであるわけございまして、社会的な支援、自治体としての支援が欠かせないものとなっていることは御承知のとおりでございます。

他方におきまして、高齢者の課題もあるわけでございますけども、私どもの社会を支

えていくのは新たな命であり、また、新しい世代でございますので、今日いただきました内容を我々も誠実に執行できるよう最大限努力をしていきたいと思っておりますので、今後とも御理解と御支援のほどよろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

### (3) その他

清水会長

本日の議題の3、「その他」に参ります。

いつも、新しく委員になられた方もいるということで、勉強会みたいな形で持っているのですけれども、いかがいたしましょうか。もし御希望でしたら、事務局をお願いして、勉強会の設定をさせていただこうと思っておりますけれども、それを含めて事務局の方で何かありましたらどうぞ。

事務局

今、会長からお話もありましたが、御要望がございましたらこの委員会とは別に勉強会というような形で、西東京市の国保の状況等につきまして御説明させていただける機会を設けさせていただければありがたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

事務局 勉強会の希望等調整

村田（磐）委員

この定例会は毎月やるのですか。

もう一つ、出産一時金の直接支払制度の創設というのは今の話で決定したのですか。

事務局

これは、国の方でそういう支払の仕方を行うということで、創設するというように決まっていますので、それに合わせて4万円の引き上げを行い、直接産科の医療機関に支払ができるという形で10月からスタートするということになります。

村田（磐）委員

それはわかるのだけど、こういう制度を新しくつくるわけでしょう、創設というのだから。

事務局

そうです。

村田（磐）委員

では、これはもう決定で、言うとおりにすることなのですね。

事務局

そうです。それで、御本人が、医療機関に直接支払うことを希望されない場合は、従来どおり医療機関に現金でお支払いいただいて、市の窓口申請していただくという従来どおりの手続も残すということになっております。

清水会長

出産一時金の流れというのから御説明しないとわからないのだと思うのです。

事務局

その辺も含めて、また勉強会の方でさせていただくということによろしいのではないですか。

村田（磐）委員

それは勉強会で結構ですけど、ただ、創設するのに、話の中に全然出てこないから、それはどういうことなのかと思って。2番の議題ではなかったのですかと思ったのですが、そうではなくて、もう、国がこういうことをしますから、そのようにしますよということでした承してくださいということですね。

事務局

そうです。

村田（磐）委員

これはもう東京都も同じなのですか。

事務局

すべての保険者は同じように扱います。

村田（磐）委員

金額だけは東京都と違うと。それは市長さんによって違うと。

事務局

先ほど御質問のありました区部ですけれど、インターネットで今調べさせました。その結果、全区部におきまして38万円で支給しているということで、西東京市と変わりありません。

村田（磐）委員

わかりました。

清水会長

事務局はほかにありますか。

事務局 今後の予定、事務連絡

#### 4. 閉会

清水会長

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。長時間ありがとうございました。